

障害者居宅サービス事業 重要事項説明書

庄内たがわ農業協同組合では、下記の事業を行います。

<指定障害福祉：事業所番号0610300683>

○居宅介護事業

○同行援護事業

当事業所は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」の指定を受けています。



これからも…ずっと…



庄内たがわ農業協同組合

〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-33-8165

ファックス 0235-33-8166

令和7年4月版

ご利用者に対する指定居宅サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	庄内たがわ農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1
代表者（職名・氏名）	代表理事組合長 海藤 喜久男
設立年月日	平成7年4月3日
電話番号	0235-64-3000（代表）
業務の概要	信用事業・共済事業・生活福祉事業・営農指導事業 販売事業・購買事業 等の業務を行っております。

2. ご利用事業所の概要

・居宅介護事業 ・同行援護事業	指定日：平成28年11月18日（管理者・佐藤 祐）
	所在地：鶴岡市長沼字宮前23番1 電 話：0235 - 33 - 8165 名 称：庄内たがわ農業協同組合

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者等が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適正な「居宅介護、同行援護サービス」を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

	居宅介護、同行援護事業
営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	8：45～17：00
サービス提供時間	7：00～19：00
休 日	国民の祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月31日～1月4日まで）を除きます。＊休日・時間外の受付については転送電話で対応 ただし、サービス提供については年中無休。

5. 通常の実施地域 鶴岡市、三川町、庄内町

居宅介護事業・同行援護事業

◇職員配置

職 種	常勤	非常勤	職務内容
管理者兼サービス提供責任者	1		総括、サービス計画、変更、調整、提供
サービス提供責任者	1		サービス計画、変更、調整、提供
介護福祉士	2	3	サービス提供
ホームヘルパー2級課程修了者	1	9	サービス提供

◇サービス概要

- ①家事援助等 買い物・調理・洗濯・居宅の掃除等を行います。
 - ②身体介護 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、衣類着脱介助等を行います。
 - ③通院等介助 通院、乗降介助、官公署、相談支援事業所等への移動のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
 - ④同行援護 移動時およびそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援（代筆、代読等）、移動の援護その他外出する際に必要となる援助（排泄、食事等の介護等）を行います。
 - ⑤その他生活等に関する相談や助言をいたします。
- ※ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、サービス目標、訪問日時、訪問回数は、訪問介護計画（居宅介護計画等）に基づき、訪問介護が開始します。

◇利用料金（別紙参照）

◇キャンセル料

- ①利用予定日の前日17：00までのご連絡・・・無料
- ②利用予定日の前日17：00以降のご連絡・・・サービス利用料金の1割ご負担

◇交通費

通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、実施地域を超えた地点からの交通費（実費相当30円/km）が必要となります（別途見積もり致します）。

◇サービスを行う訪問介護員（ホームヘルパー）

サービス開始時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供致します。

◇訪問介護員の交替

【利用者からの交替申出】

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明確にして、事業者申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員を指名することは出来ません。

【事業者からの訪問介護員の交替】

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。なお、訪問介護員が交替する場合は、ご利用者およびご家族に対して、サービス利用上の不利益が生じない

ように十分配慮致します。

◇備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等含む）は、無償で使用させていただきます。また、訪問介護員が事業所や病院・関係機関に連絡する場合や緊急やむを得ない場合には、電話等も使用させていただきます。

◇サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定していたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います（時間延長を含む）。この場合は、事業者は変更したサービス内容と時間に応じた利用料金を請求します。

◇その他

【調理】訪問介護員が夏場等に調理を実施した場合、出来る限り早めにお召し上がりください。やむなく保存する場合は冷蔵庫を使用しますが、長時間の保存および保管はおやめください。

【連携】訪問介護員のサービスが継続的安定的に提供できるよう、利用者の身体状況の把握などを必要に応じて、かかりつけ医や訪問看護ステーションなど関係機関との連携を図り、サービスを提供します。

共 通 事 項

◇利用料金の支払い方法について

自己負担分の利用料金がある場合は、月末〆切の翌月25日又は27日（ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日とする）とし、原則として契約者または利用者名義の当組合の貯金通帳口座より振替（貯金口座振替依頼書に基づく）させていただきます。他の支払い方法をご希望の場合は、ご相談ください。

◇介護職員の禁止行為

- ・ご利用者もしくはその他家族等からの金品等の授受。
- ・医療行為（条件付きの場合は除く）。
- ・ご利用者の家族（同居者含む）に対するサービスの提供。
- ・ご利用者もしくはその家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動。
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ・その他迷惑行為。

◇定められた業務以外の禁止

居宅介護サービスの提供にあたり、ご利用者に対する事前のサービス計画および介護業務基準に基づいて、サービスを提供致します。計画以外の業務や介護職員として適当でない業務を事業者へ依頼することはできません。なお、居宅介護サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業所はサービスの実施にあたって利用者等の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

◇利用の中止、変更、追加

利用予定日に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービス利用を追加することができます。

◇事故発生時及び緊急時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合、速やかにご利用者の家族、県、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

併せて、サービスの提供中、ご利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合

は速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。

なお、指定居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う事とします。

◇秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者およびそのご家族に関する秘密の保持について

事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご利用者のご家族の個人情報を用いません。事業者は、ご利用者およびそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

◇虐待防止及び身体拘束の適正化について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 虐待防止に関する責任者 齋藤 直道

(1) 虐待防止及び身体拘束の適正化に係る研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

(2) 訪問介護計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。

(3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当事業所は身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。そして、ケア方法の改善や環境整備などの創意工夫を重ねて、身体拘束を解除できるよう、職員一丸となって検討・調整を行います。

◇業務継続計画の作成について（業務継続計画・BCPの作成）

令和6年度介護保険改正により、業務継続計画の作成が義務化となりました。当事業所は業務継続計画を作成しており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、体制を強化しております。

◇感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

◇苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0235-33-8165
---------	-------------------

移動支援事業	管理者兼サービス提供責任者 佐藤 祐
事業所苦情解決責任者	福祉介護課長 齋藤 直道

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鶴岡市役所福祉課障害福祉係	電話番号 0235-25-2111
	庄内町役場保健福祉課	電話番号 0234-42-0149
	三川町役場健康福祉課	電話番号 0235-35-1737

◇福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内 容			
(1) 実施の有無	有	・	無	
(2) 実施年月日	令和	年	月	日
(3) 実施した評価機関				
(4) 評価結果の開示状況				

私は、事業者より「障害者福祉サービス」の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

提供サービス内容

- 居宅介護
 同行援護

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者（または法定代理人）

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 ()

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所 鶴岡市長沼字宮前 23 番 1

事業者名 庄内たがわ農業協同組合

説明者・氏名 _____ 印

【別紙 居宅介護・同行援護事業利用料金】

令和6年6月作成

◇サービス利用料金

1. サービス利用料金は、障害者総合支援法その他関係法令（以下、「障害者福祉関連法令」とします。）に定める費用の額に準拠した次の金額となり、利用者は、障害者福祉法関連法令に定める介護給付費又は特例介護給付費等（以下、「介護給付費等」とします。）の額から90分の100を乗じて得た額から介護給付費等の額を控除した額（以下、「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。

<居宅介護サービス利用料金>

【身体介護、身体介護を伴う通院等介助】

時 間	サービス利用料金	利用者負担額
30分未満	2,560円	256円
30分以上1時間未満	4,040円	404円
1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
3時間以上	9,210円に30分増すごとに 830円を加算	921円に30分増すごとに 83円を加算

【家事援助】

時 間	サービス利用料金	利用者負担額
30分未満	1,060円	106円
30分以上45分未満	1,530円	153円
45分以上1時間未満	1,970円	197円
1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
1 時間30 分以上	3,110円に15分増すごと に350円を加算	311円に15分増すごと に35円を加算

【身体介護を伴わない通院等介助】

時 間	サービス利用料金	利用者負担額
30分未満	1,060円	106円
30分以上1時間未満	1,970円	197円
1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
1 時間30 分以上	3,450円に30分増すごと に690円を加算	345円に30分増すごと に69円を加算

<同行援護>

時 間	サービス利用料金	利用者負担額
30分未満	1,910円	191円
30分以上1時間未満	3,020円	302円
1時間以上1時間30分未満	4,360円	436円
1時間30分以上2時間未満	5,010円	501円
2時間以上2時間30分未満	5,660円	566円
2時間30分以上3時間未満	6,320円	632円
3 時間以上	6,970円に30分増すごとに660円を加算	697円に30分増すごとに66円を加算

<初回加算、利用者負担上限額管理加算および緊急時対応加算>

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり（月1回を限度）
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき（1月2回まで）
喀痰吸引等支援体制加算	1,000円	100円	1人1日あたり

注1）初回加算は新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または、従業者に同行した場合に加算されます。

注2）利用者負担上限額管理加算は、利用者が「利用者負担上限額管理対象者」として市町村から認定され、且つ、当事業所以外の他のサービス事業所と契約を締結し、利用者が当事業所に利用者負担上限額の管理を依頼した場合に加算されます。

注3）緊急時の対応は、居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護を利用者またはその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合、サービス提供責任者が月2回まで、訪問を必要と判断しサービス提供した時に加算されます。

注4）通常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯にサービスを提供する場合にはサービス利用料金に割増料金が加算されます（加算表）。

<加算表>

早朝加算（ 7：00～ 8：00）	1回につき基本料金に25%加算
夜間加算（18：00～19：00）	1回につき基本料金に25%加算
特別地域加算は、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行った場合に加算します。	
なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。	
お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1ヶ月につき所定単位数×402/1000
特定事業所加算（Ⅱ）	1ヶ月につき所定単位数×100/1000

※2人の訪問介護は、利用者の身体的な事から、1人の訪問介護員等による介護が困難である等の理由により、2人による訪問介護を行った場合に算定します。

※緊急時訪問介護加算は、利用者または家族等からの要請を受け、居宅サービス計画に位置づけられていない居宅介護、同行援護を緊急に行った場合。対応可能時間はサービス提供時間に準じます。

緊急時の連絡先 庄内たがわ農業協同組合 電話0235-33-8165